

第2回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月24日（金）13時～14時30分
- 2 場 所 入間市役所 B棟 5階 第2委員会室
- 3 出席者 委員長 濱川敦
委 員 岩田正博、浅見泰志、齋藤忠士、高梨雅樹、小林由利、関田恵一
所管課 青少年課長 中林健、主幹 椿潤
事務局 企画部次長 栗原康友、デジタル行政推進課長 糟谷寿孝、
主幹 齋藤謙治、副主幹 齋藤謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市児童センター
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法（特定の単独または複数の団体に応募を求めることをいう）をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」とし、理由によっては非公募とすることもある。

児童センターのこれまでの経緯について説明する。児童センターに指定管理者制度を導入したのは、平成30年4月であり、選定方法は「公募による方法」により、指定管理者を決定している。今回が初めての更新となるが、委員の皆様方には、指定管理者候補選定を「公募」か「非公募」かのどちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

委員長：最初に児童センターの所管課である青少年課の公募、非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：所管課としては、児童センターの指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を公募し、入間市児童センター基本方針で定めた方向性に沿った管理運営と、市民サービスの向上及び経費削減について、民間活力と創意工夫のある民間ノウハウによる専門性を活かした提案を期待している。

委員長：事務局からの説明では原則公募となっており、所管課である青少年課からも、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」との意見であったが委員の意見や質問をお願いしたい。

委員：基本的に原則公募ということで異論はないが、今回は新規募集ではなく、これまでの成果があるということなので、この5年間の評価というか、第三者評価もやっているかと思うので、それについてお聞かせいただきたい。

所管課：第三者評価については昨年度実施した。追加で資料を配付する。評価は、指定管理者による自己評価やアピールを踏まえた上で、第三者評価機関により、事業報告書や利用者アンケート等書面の内容確認、施設の現地調査や、施設管理者等へのヒアリングをもとに実施した。第三者評価機関による総合評価は、適正という評価であった。事業評価としては、国が定める児童館ガイドラインや市の子どもに関する計画に基づき、施設運営上の基本方針が作られ、その方針に則って幅広い事業が行われており、地域に開かれた児童センターとしての取組が評価されている。また、サービスの評価として、施設の設置目的に沿ったサービス水準の確保として、月1回の研究会が開かれ、現状のサービスについての振り返りや改善についての話し合いが持たれ、職員の様々な気付きにより業務を改善していく工夫が見られると評価されている。利用者への適切な対応については、職員の待遇に力を入れており、利用者アンケートの結果から課題を抽出して、改善の対応ができています。施設管理においては、建物の設備や保守安全管理が適切に行われている他、災害対策について災害別に分けた対応マニュアルが記載されている他、毎月の避難訓練においてテーマを決めて訓練が行われている点が高く評価されている。これまでの3年間において、利用者のニーズを把握するとともに、時代のニーズに合わせた新たな事業を毎年企画しており、よりよい施設を作ろうとしている職員の意識の高さが見受けられる。今後は、各地域住民や団体とさらなる連携を行うことで、地域にもっと愛される施設となるような取組が期待できる。との評価を得ている。

委員長：第三者評価機関というのはどういう方たちで構成されているのか。

所管課：株式会社ブレインファームである。

委員長：評価をお願いしている会社ということか。

所管課：そのとおりである。

委員：評価に関連して、市が行うモニタリング評価はどういったことをしているのか。

所管課：指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに基づき、月次報告書や年次報告書の確認、また現地調査を行っている。また利用者のアンケート調査により市民のニ

ーズを確認している。第三者評価についても、モニタリングの一つということで、昨年度実施した。

委員長：市で行っているモニタリング評価の結果について、特筆すべき点があれば説明いただきたい。

所管課：所管課では毎年8月と2月に実地調査を実施しているが、概ね適正に管理していると評価している。現在の指定管理者に対して低く評価する点はない。

委員長：他に意見がないようだが、児童センターの選定方法については公募として決定してよいか。

委員：よろしい。(委員全員)

委員長：では児童センターの選定方法については公募として決定する。

(2) 募集要項、仕様書について

所管課より、募集要項(案)、業務仕様書(案)について資料に基づき説明があった後に、以下の質問、意見等があった。

所管課：募集要項(案)と業務仕様書(案)について説明する。はじめに児童センター基本方針について説明する。入間市児童センター基本方針として、設置目的、現状、課題、基本方針、事業運営方針、重点取り組み等を定めている。「児童センターの特性と、地域の実態を考慮し、遊びや体験活動を通して、子育てを支えることにより、児童の豊かな人間性の育成に寄与する」との基本方針に基づいている。事業運営方針としては、「すべての児童を対象に、年齢に応じた事業を実施し、健全育成、健康増進を図る」、「児童に社会のルールやマナーの大切さを伝え、誰もが仲良く楽しく遊べるようにする」、「市内で唯一のプラネタリウムを活用するとともに、市民に科学学習の機会を提供する」、「ボランティア会等の児童の健全育成を推進する団体と協働し、あわせて、ボランティアの育成を図る」、「子育て家庭の相談の場・子育て支援の充実を図る」、「(仮称)子ども運営委員会を開催し、児童の意見を児童センターの運営に反映させていく」ことを定めている。以上、指定管理者には、こうした方針に基づき、民間ノウハウや知識を生かした提案を期待するものである。

募集要項(案)の管理の基準として、(1)開所時間については、現在と同じ午前9時から午後6時までとした。ただし、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認をもって、臨時に変更することができる旨、規定している。(2)休所日は月曜日と12月29日から翌年1月3日までとする。(3)利用料金について、センターの使用料は無料、ただし、プラネタリウムの観覧料については、指定管理者の収入となるよう、利用料金制について明記している。次に業務の範囲について、入間市児童センター設置及び管理条例第5条に、指定管理者が行う業務の範囲が掲げられている。指定管理者が行う業務としては、(1)センターの施設及び設備の使用並び

にプラネタリウムの観覧の許可に関する業務、(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務、(3) センターの設置目的を達成するために必要な事業の企画及び運営に関する業務、(4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、市が必要と認める業務である。具体的な内容については仕様書及び応募資料集に記載している。

次に経費等に関する事項のうち、指定管理料のうち光熱水料と修繕費について、実績により残金が生じた場合は、返還する旨規定している。また、施設の修繕について、修繕費は年間100万円とし、1件100万円を超える修繕については市が行う旨記載した。なお、大規模修繕として、雨漏りの解消及び老朽化した正面玄関上部の大屋根の改修工事を今年9月から翌年4月にかけて予定している。

次に指定期間については、令和5年4月1日から、令和10年3月31日までの5年間で予定している。

次に指定管理料について、利用料金については、自主的に企画、実施する事業の収入等が、指定管理者の収入となる。次に、5年度から9年度の5年間の指定管理料の上限額を記載した。概ね各年約7300万円となり、5年間で約3億6500万円となる。詳細については資料集に積算資料を添付している。

次に審査項目について、基本事項から、その他まで大きく6つの項目に区分し、300点満点としている。特に基本事項の①基本方針、基本コンセプトの理解や業務の実施内容と方法の③利用者サービスの向上、④地域住民、学校、ボランティア団体との交流・連携する仕組み、⑤自主事業の内容の4ヶ所については、配点を手厚くしている。

次に業務仕様書(案)について説明する。まず、管理運営に関する基本的な考え方である。センターの管理運営にあたっては、利用者に対して、公平・適切なサービスの提供に努めることをはじめとして、条例の遵守、効率的かつ効果的な管理運営、地域との連携、市との協力体制など、管理運営に関する基本的な考え方を示した。

次に業務内容として、職員の配置基準や事業に関することを記載している。その中で、地域子育て支援拠点事業について、応募資料集の資料3に記載しているが、地域において子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援の充実をはかり、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかに育ちを支援することを目的として実施するものである。これは、入間市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、児童センターにおいて、効率的かつ効果的に地域の子育て支援ニーズに対応できるよう、基本事業を決めている。この地域子育て支援拠点事業は、平成31年度から実施しているが、これまでは指定管理とは別に、業務委託として実施していた。これを今回からは指定管理の事業としたため、前回の仕様書には明記していない事業となる。プラネタリウム事業についても資料集に現在の運営状況を記載している。審議会等との連絡調整に関して、児童センターボランティア会の事務局としての関わりを記載し、さらに市が設置する児童センター運営委員会に、事務

局の一員として関わることを記載した。また、広報・統計に関することや個人情報保護、環境への配慮、危機管理等についても記載した。さらに、指定管理料の範囲や支払い方法、業務に対する評価についても仕様書で記載している。以上、募集要項（案）及び業務仕様書（案）の説明となる。

委員長：児童センターの募集要項（案）と業務仕様書（案）について、確認したいことや質疑はあるか。

委員：指定管理料積算資料に、管理費の事業運営費としてパート・アルバイト賃金との記載があるが、人件費に積算されているパート等は別なのか。

所管課：事業運営に支障が生じないように、人件費とは別枠で臨時のパート・アルバイト賃金を積算したものである。

委員：人件費内の福利厚生費とは社会保険料ということでしょうか。

所管課：人件費については市直営で行った場合にかかる人件費から積算をしているが、市職員に準じた法定福利費として、社会保険料分も含めた金額となる。

委員：前回の募集時から変わった点について説明いただきたい。特に第三者評価や利用者アンケート等をもとに変えたところがあれば教えていただきたい。

所管課：地域子育て支援拠点事業やプレーカーに関する部分を変えた点である。また、これまでの4年間の間に施設の修繕や改修を行っており、プラネタリウムの改修も今年度予定しているところであるが、これらの改修に則り仕様書の内容を変えている。

委員：今後の選定において、どういうところを評価してほしいかというのがあれば教えていただきたい。

所管課：児童センターの課題として、児童センターとは言っても18歳までが対象の施設であり、中高生の利用率が低いということもあり、そういった世代の呼び込みについての提案を期待したい。

委員：そのことについて募集要項等への記載や配点を大きくしたのか。

所管課：そういったことはない。

委員：具体的な事業の提案は求めないか。もしくは評価のなかでそういった部分も見ることが示さないか。

所管課：検討する。

委員：中高生の利用状況は把握しているのか。

所管課：応募資料の参考資料に児童センターの利用状況として示しているが、全体から見ても中高生の利用は少ない状況である。

委員：中高生から見た児童センターの魅力とは何か。

所管課：高校生が演奏会といったことをやったり、集会室を開放しているので、そこへ集まったりといったことが考えられる。

委員：プラネタリウムについて、利用者数の目標はあるのか。また、プラネタリウムの投影技術者について配置を求めているが、常時配置が必要なのか。その他の職員による操

作でもかまわないのか。

所管課：プラネタリウムの利用者数について、近年はコロナの影響により休館になったり、利用者を制限したりということで、令和2年度から3年度にかけて大きく減少している状況である。また少子化の影響もあり利用者の大幅な増加は容易ではないと認識している。ただし、コロナが収束した場合には、指定管理者のノウハウを活かした事業により、平成30年度の利用人数である約1万3千人程度まで戻していただくことを期待している。また、プラネタリウムの投影について、現在でも投影技術者以外の職員による投影も行っている状況ではあるが、専門的な知識も必要になってくるため、投影技術者の配置を求めている。

委員：地域子育て支援拠点事業について、これまでは委託で対応していたものを指定管理事業へとのことであるが、現在の委託料はどのくらいで、増やした指定管理料はどのくらいなのか教えていただきたい。

所管課：委託料については、昨年度約200万円であった。今回指定管理料に含めた部分としては、専任で1名の配置を求めており、嘱託保育士の給与モデルから法定福利費を含め約336万円を計上している。

委員：プラネタリウムの事業として、新しいプログラムや開発といったことは想定しているのか。

所管課：年度で2番組の番組入れ替えを予定している他は特段ない。

委員：プラネタリウムの維持管理費は結構かかるものなのか。

所管課：保守の委託料でみると、年間で約150万円である。

委員：修繕費として100万円とのことだが、実績からも100万円ですり足るものなのか。

所管課：過去5年間で見ると100万円を超える年もあれば超えない年もあり、平均すると約100万円となる。

委員：いずれにしても一定規模以上の修繕になれば、市が対応するということでよいか。

所管課：その通りである。

委員：審査項目と配点については、前回と同じか。

所管課：若干変えている。審査項目の「3. 業務の実施内容と方法」の「④地域住民、学校、ボランティア団体との交流・連携する仕組み」について、第三者評価をもとに点数の配分を手厚くした。

委員長：他に質問がなければ、児童センターの募集要項（案）と業務仕様書（案）の決定について、青少年課が示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。（委員全員）

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくも

のとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～5を乗じて得た点をその項目の得点とする。なお、各社のプレゼンテーション後に各委員から講評をいただく。各委員からの講評も参考に審査いただきたい。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを所管課と事務局で確認する。具体的には提出書類の確認や警察への照会等により確認を行う。申請制限に該当した場合には、当該提案者は失格となる。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とし、その合計の総合評価点が最も高い提案者を指定管理者候補として選定する。仮にこの総合評価点の1番高い応募者が2つ以上となった場合は、委員長が決することとしたい。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。また、応募が1団体であったとしても、この最低基準点に達しない場合には選定されず、再度公募を行いたい。

委員：この審査項目や配点というのは、応募者も知りうる情報ということか。

所管課：募集要項に記載するものであるため、応募者も知りうる内容である。

委員長：他になければ採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。（委員全員）

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

事務局：その他について、次回の日程について説明する。今後募集要項や仕様書等の配布、所管課による応募者に対する現地説明会、応募者からの申請、所管課とデジタル行政推進課による資格審査を経て、提案者によるプレゼンテーションを10月3日の次回選定委員会において実施する予定である。

次回委員会の開始時間及び終了時間については、応募団体数により変わるため、応募団体数が決まり次第、後日開催通知でお知らせをする。

以上